

国立大学法人小樽商科大学と小樽市との連携に関する協定書

国立大学法人小樽商科大学(以下「甲」という。)と小樽市(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が連携のもと、相互に協力し、地域社会の発展と人材育成及び学術の振興に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地域づくり・まちづくりの推進に関する事
- (2) 産業振興や観光振興など地域経済の発展に関する事
- (3) 教育・文化の振興、生涯学習の推進に関する事
- (4) 地域の国際化・国際交流の推進に関する事
- (5) 職員の交流・学生の受入に関する事
- (6) その他相互に連携協力することが必要と認められる事項に関する事

(連携の実施)

第3条 本協定に関わる連携を円滑に推進するため、連携協力推進連絡会を置く。

2 連携協力推進連絡会の構成及び運営に関する事項は、甲と乙が協議の上、別に定める。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、本協定による有効期間満了の日から30日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(疑義の決定)

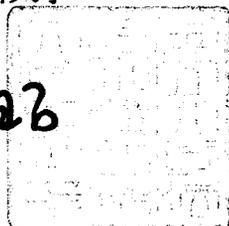
第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年3月27日

甲:国立大学法人小樽商科大学
学長

北山 義昭



乙:小樽市長

山田 勝磨

